

平成 26 年度

三郷市上水道事業特別会計予算

議案第 号

平成26年度三郷市上水道事業特別会計予算

(総 則)

第1条 平成26年度三郷市上水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	65,820戸
(2) 年 間 総 配 水 量	15,500,000m ³
(3) 一 日 平 均 配 水 量	42,466m ³
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業	
配水管布設等事業	42,980千円
老朽管布設替等事業	1,224,117千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 水 道 事 業 収 益	2,428,776千円
第1項 営 業 収 益	2,140,176千円
第2項 営 業 外 収 益	288,495千円
第3項 特 別 利 益	105千円
支 出	
第1款 水 道 事 業 費 用	2,243,977千円
第1項 営 業 費 用	2,161,848千円
第2項 営 業 外 費 用	66,390千円
第3項 特 別 損 失	15,739千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額927,229千円は、過年度分損益勘定留保資金640,879千円、当年度分損益勘定留保資金212,153千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額74,197千円で補てんするものとする。)

	収	入
第1款 資本的収入		508,371千円
第1項 企業債		200,000千円
第2項 分担金		274,860千円
第3項 工事負担金		33,400千円
第4項 固定資産売却代金		111千円

	支	出
第1款 資本的支出		1,435,600千円
第1項 建設改良費		1,317,873千円
第2項 企業債償還金		117,727千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
1 地図・積算サーバ用機器保守業務委託	平成26年度から 平成31年度まで	3,122千円
2 水質検査業務委託	平成26年度から 平成27年度まで	5,714千円
3 次亜塩素酸ナトリウムの単価契約	平成26年度から 平成27年度まで	7,025千円
4 三郷市水道事業基本計画等策定業務委託	平成26年度から 平成27年度まで	38,000千円
5 水道工事材料の単価契約	平成26年度から 平成27年度まで	10,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
配水管整備事業	200,000千円	普通貸借 又 は 証 券 発 行	年5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金及び機構資金については、その融通条件による。また銀行その他の場合は、その債権者と協議した融通条件による。ただし、企業財政の都合により期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利債に借換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、400,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1款 水道事業費用のうち

第1項 営業費用

第2項 営業外費用

第3項 特別損失

(議会の議決を経なければ流用することの出来ない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

203,117千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の限度額は、40,000千円とする。

平成26年3月 日提出

三郷市長 木津雅晟

